

令和6年度3県（宮城・山形・福島）連携広域周遊促進事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度3県（宮城・山形・福島）連携広域周遊促進事業委託業務

2 目的

近年、東北中央道の開通等により、南東北3県の交通アクセスが改善され、これまで以上に県境を越えた広域周遊の利便性が高まっている。そこで、各地域の魅力を多くの方に知っていただき、3県の相互交流を促進するため、スイーツを好む30代以上の女性を主なターゲットとし、各地域のフルーツや食材を使用したスイーツを切り口とした周遊企画を実施するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

4 委託業務の内容

下記のとおり、宮城県仙南地域、山形県置賜地域及び福島県県北地域のフルーツや食材を使用したスイーツが食べられる（買える）店舗及び各地域の主要な観光地を巡るラリーの企画を行うこと。なお、ラリーのデザイン等においては、当所で所有する3県連携スイーツPRキャラクター「にゃんにゃん三姉妹」を使用すること。

（1）企画

イ ラリーの企画

- 参加者が所有するモバイル端末を用いたデジタルスタンプラリー方式とすること。なお、専用アプリのダウンロードが不要なものとし、QRコード等を利用した即参加可能な形とする。
- ラリーのスポットは、各地域のフルーツや食材を使用したスイーツが食べられる（買える）30店舗程度（各地域10店舗程度×3地域）及び各地域の主要な観光地25か所程度（各縣市町1か所ずつ）を発注者側で指定する。
- 周遊したスポット数等に応じて、3段階（A賞・B賞・C賞等）の賞品の抽選に応募できるラリーとすること。なお、応募の際は、宮城・山形・福島のスイーツ店舗及び観光地をそれぞれ最低1スポットずつ周遊することを条件とすること。
（例）各県でスイーツ1箇所、観光地1箇所、計6スポットでC賞
各県でスイーツ2箇所、観光地2箇所 計12スポットでB賞
各県でスイーツ3箇所、観光地3箇所 計18スポット以上でA賞
- 賞品の応募受付及び抽選は受注者が実施し、応募情報及び当選者情報を発注者と共有すること。なお、賞品の準備及び発送は発注者側が行う。

ロ 開催期間

令和6年8月から11月までの4か月間

ハ 開催箇所

宮城県仙南地域、山形県置賜地域及び福島県県北地域。

ニ 製作物等

- ラリーの概要や参加方法、注意事項、賞品応募方法、各スポットの場所等について掲載したチラシを10,000部以上、ポスターを100部以上製作すること。
- その他、提案内容に応じて必要なものを製作または準備すること。
- DXの視点（ホームページへの誘導等）を考慮して、ラリースポット以外の地域の魅力（観光名所、飲食店等）を紹介すること。

ホ 発送

- 製作物の各スポット、発注者、山形県置賜総合支庁観光振興室及び福島県県北地方振興局への発送に関する一切の業務を行うこと。

（2）広報

- 企画を周知するために効果的な広報を提案すること。

(3) 効果測定

- ・企画実施による効果を測定するため、応募時にアンケート調査を実施し、データ収集及び分析を行い、集客及び周遊促進の効果検証を行う。

(4) 独自提案

- ・ラリーへの参加促進に効果的な提案を期待する。

5 包括的事項

本業務において製作したマップやその他制作物のデザインデータ等については、二次的利用が可能な高画質データ（Adobeイラストレーターやフォトショップ形式等）及び一般的に閲覧可能なコンパクトなデータ（JPEGやPDF形式等）の両方で発注者が指定する電子媒体に保存し、宮城県大河原地方振興事務所地方振興部に2枚を納品すること。

6 成果の確認

- (1) 事業成果は、各種制作物の納品時及び業務完了報告書により確認する。
- (2) 業務完了報告書
 - イ 提出期限 令和7年1月31日（金）
 - ロ 提出部数 1部
 - ハ 提出場所 宮城県大河原地方振興事務所地方振興部

7 注意事項

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。
- (3) 原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 著作権等について
この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格を行使しないものとする。
受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に補償し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保護に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (6) 当該業務の実施に当たり、報告書のコンパクト化や再生紙（古紙配合率70%以上）の活用など、「宮城県環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）及び「宮城県環境保全率先実行計画（第6期）」（令和3年3月策定）に基づく環境配慮の趣旨を理解の上、業務に取り組むこと。

8 その他

- (1) 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- (2) 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容に反した場合には、委託金額の一部又は全部を返還させることができるものとする。